

第1回（仮称）岡山県大規模氾濫減災協議会

次 第

（日時）

平成29年（2017年）5月22日（月）

15：30～16：00

（場所）

メルパルクOKAYAMA 1階 泰平I

1 挨拶

2 設立趣旨（案）

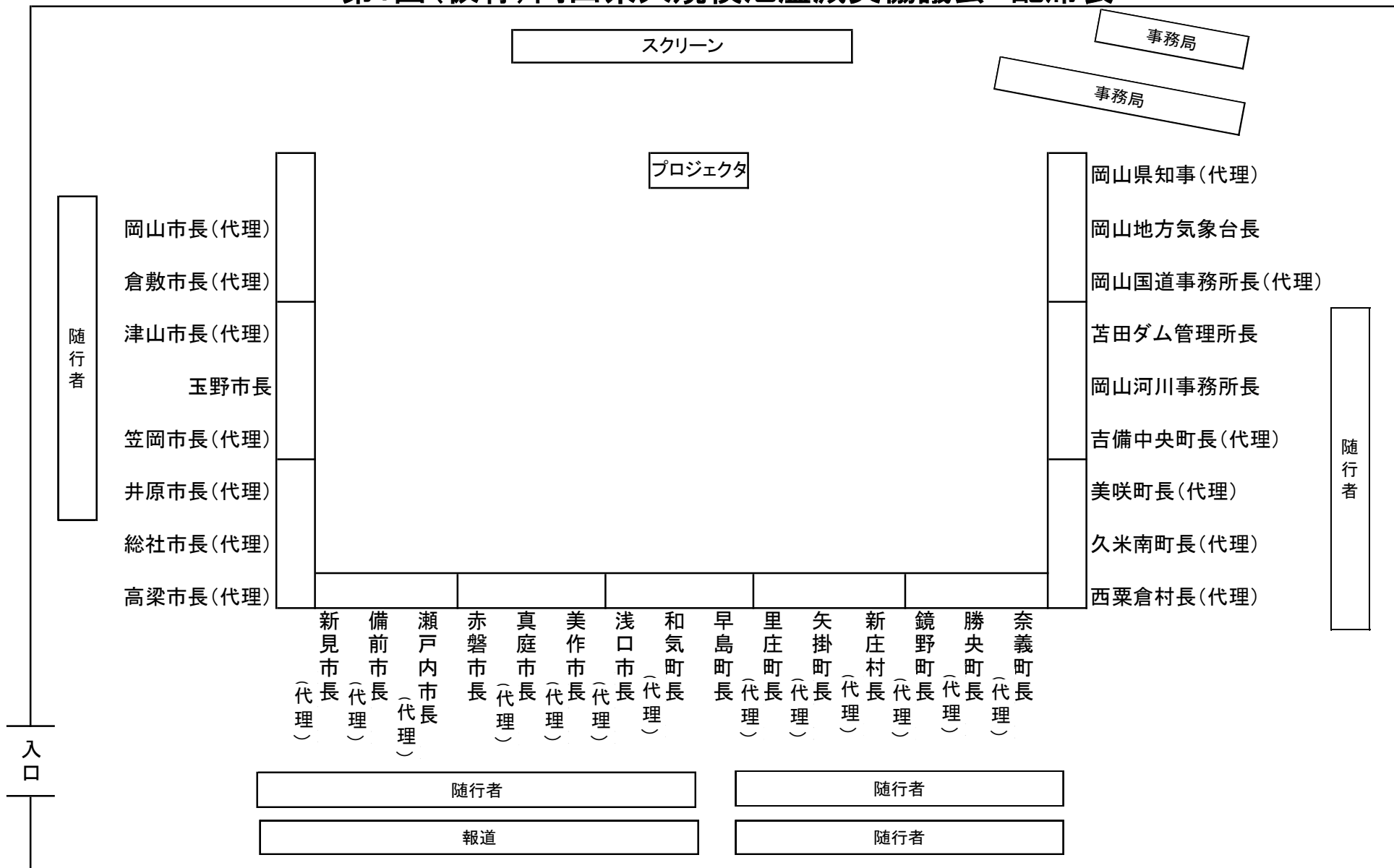
3 規約（案）

4 質疑

第1回（仮称）岡山県大規模氾濫減災協議会 出席者

	委員氏名	
岡山市長		(代理) 下水道河川局長 桐野 眞二
倉敷市長		(代理) 防災危機管理室長 森 修一
津山市長		(代理) 危機管理室長 平井 営次
玉野市長	黒田 晋	
笠岡市長		(代理) 危機管理部長 藤井 敏生
井原市長		(代理) 建設経済部長 三宅 道雄
総社市長		(代理) 副市長 田中 博
高梁市長		(代理) 総務部長 竹並 信二
新見市長		(代理) 副市長 木村 俊之
備前市長		(代理) 危機管理課係長 船戸 修
瀬戸内市長		(代理) 危機管理部長 奥田 幸一
赤磐市長	友實 武則	
真庭市長		(代理) 危機管理課危機管理監 松尾 憲和
美作市長		(代理) 総務部危機管理監 皆木 佳久
浅口市長		(代理) 企画財政部長 秋田 裕
和気町長		(代理) 危機管理室長 新田 憲一
早島町長	中川 真寿男	
里庄町長		(代理) 総務課長 赤木 功
矢掛町長		(代理) 副町長 武井 道忠
新庄村長		(代理) 総務課長 大野 厚吉
鏡野町長		(代理) くらし安全課危機管理監 小椋 保
勝央町長		(代理) 総務部総括参事 三好 和広
奈義町長		(代理) 総務課長 奥 正親
西粟倉村長		(代理) 副村長 山下 英輔
久米南町長		(代理) 建設水道課長 杉本 隆志
美咲町長		(代理) 総務課長 桑元 英昭
吉備中央町長		(代理) 総務課長 中西 功
国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所長	三戸 雅文	
国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所長	川本 洋次郎	
国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所長		(代理) 管理第二課長 大谷 浩一
岡山地方気象台長	小川 完	
岡山県知事		(代理) 土木部技術総括監 西本 靖
(オブザーバー)		
国土交通省中国地方整備局 河川部	-	地域河川調整官 湯浅 丈司

第1回(仮称)岡山県大規模氾濫減災協議会 配席表



(仮称)「岡山県大規模氾濫減災協議会」設立趣旨(案)

平成27年9月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらによる住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。

この水害を受け、平成27年12月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申されました。本答申に基づき、国においては、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての国直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する取組が開始されているところです。

さらに、平成28年8月には、相次いで発生した台風による豪雨により、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県管理の河川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

この水害を受け、平成29年1月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申されました。本答申においては、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言されています。

このような状況に鑑み、岡山県管理河川においても、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、関係機関が連携・協力し、次の基本方針に則り、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進し、さらに加速させていく必要があります。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ②治水対策の重点化・集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること
- ③逃げ遅れによる人的被害をなくすとともに、地域社会機能の継続性を確保するため、関係機関が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応すること

以上のことから、県管理河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指して、「岡山県大規模氾濫減災協議会」を設立します。

(仮称)岡山県大規模氾濫減災協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「岡山県大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、岡山県が管理する河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、市町村、県、国等が連携・協力して、河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、岡山県が管理する河川を対象として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有
- (3) 「取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の同意を得て、書面により開催することができる。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、岡山県土木部河川課が務める。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年5月 日から施行する。

別表

岡山市長
倉敷市長
津山市長
玉野市長
笠岡市長
井原市長
総社市長
高梁市長
新見市長
備前市長
瀬戸内市長
赤磐市長
真庭市長
美作市長
浅口市長
和気町長
早島町長
里庄町長
矢掛町長
新庄村長
鏡野町長
勝央町長
奈義町長
西粟倉村長
久米南町長
美咲町長
吉備中央町長

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長
国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所長
国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長
気象庁岡山地方気象台長

岡山県知事